

山口県教育委員会会議録

日時：平成28年11月24日

場所：山口県教育庁教育委員会室

教 育 長	<p>ただいまより平成28年11月の教育委員会会議を開催いたします。はじめに、本日の会議から新任の小崎委員が出席されていますので、小崎委員から、一言、御挨拶をいただきたいと思います。</p>
小 崎 委 員	<p>こんにちは。小崎由紀と申します。このたび、教育委員という恐れ多いお役をいただきました。萩市に住んでおります。これから、『楽しくかつ真剣に』をモットーに努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。どうぞ、よろしくお願いいたします。 なお、本日、中田委員は所用のため欠席されていますので報告いたします。 それでは本日の署名委員の指名を行います。石本委員と佐野委員、よろしくお願いいたします。 それでは、議案の審議に入りたいと思います。 議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは、議案第1号平成28年度山口県一般会計補正予算（第3号）についての意見の申出について御説明いたします。 資料の5ページにより説明します。「歳出予算」の表の、「11月補正額」の欄を御覧ください。県教委におきましては、この11月議会において、10億4,148万6千円の増額補正を行うこととなりました。その内訳ですが、まず給与関係経費では、学校教員等の給与や職員手当等の改定によりまして、7億9,901万円の増額となりました。 次に、県営建築事業の特別支援学校の施設整備費について、国の経済対策を活用して、平成29年度整備予定箇所のうち、学校安全対策に係る国庫補助対象の施設整備であって、平成29年度末までに事業が完了するものについて前倒し実施することとして、2億4,247万6千円の増額となったところでございます。 これらにより、県教委における補正後の一般会計予算の総額は、1,362億8,846万1千円となります。 次に、「繰越」についてでございます。ただいま御説明しました国の経済対策への対応による補正予算2億4,247万6千円を、全額次年度に繰り越すものでございます。箇所については、下関南総合支援学校の特別教室棟の外壁改修及び山口総合支援学校の普通教室棟の</p>

	<p>増築工事の2件が繰越となります。以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>前回の会議のときに説明がありました人事委員会勧告を受けて、教職員の給与を引き上げるといことですが、県教委の予算のうち、給与関係経費が88.2%を占めているところの変動となるので、影響がかなりある部分だと思います。</p> <p>平成28年度の教育委員会の予算を見ますと、施策的経費が34億7,500万円くらいですから、給与関係の補正予算額がその3分の1くらいにあたるわけですから、そういった財政的に厳しい中でも給与を引き上げたという意味合いをしっかりと受け止めて、あまり給与のことを言うのは大変申し訳ないのですが、その辺しっかりとお願いしたいなと思っております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>他によろしいでしょうか。それでは、議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承認。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案第1号を承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、第3号及び第4号について、関連がありますので教育政策課から一括して説明をお願いいたします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>それでは議案第2号、第3号及び議案第4号について一括して説明をさせていただきます。</p> <p>まず、議案第2号及び3号について、資料の58ページをお開きください。1の改正の趣旨についてです。今回の改正は、本年10月19日に行われた人事委員会勧告等に基づき、一般職の職員の給与に関する条例の一部等を改正しようとするものです。</p> <p>2の平成28年度の給与改定に係る改正の概要についてですが、(1)のとおり全給料表について、引上げ改定をしようとするものです。次に(2)の諸手当の改定についてですが、アの扶養手当については、扶養親族たる子に係る手当の月額を1人につき7,100円とするものです。現行の手当額が6,500円ですので、600円の引き上げとなります。イの初任給調整手当は該当となる職員がいませんので、説明は省略させていただきます。ウの勤勉手当についてですが、6月及び12月の勤勉手当の支給割合を0.85月分とするもの</p>

	<p>です。今回改正によりまして、年間の支給割合は0.1月分引き上がることとなります。</p> <p>3の施行期日ですが、規則で定める日から施行し、平成28年4月1日から適用することとなります。</p> <p>引き続き議案第4号についてですが、「知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」により、「知事等の給与及び旅費に関する条例」が改正されることとなりますので、その内容について御説明いたします。</p> <p>資料65ページをお開きください。まず1の改正の趣旨についてですが、人事委員会勧告等に基づく一般職の給与改定を踏まえて、特別職関係の条例を改正しようとするものです。</p> <p>2の改正の概要ですが、(1)の期末手当について、各支給期における支給割合を改定するものです。平成28年度の支給割合については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分といたします。また、平成29年度以降の支給割合については、6月期及び12月期に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ、1.55月分及び1.70月分とするものです。今回の改正により、年間の支給割合は、0.1月分引き上がることとなります。</p> <p>(2)の施行期日についてですが、規則で定める日から施行し、平成28年12月1日より適用することとします。ただし、期末手当の平成29年度以降の支給割合については、平成29年4月1日より施行することとしたいと考えております。</p> <p>これらの条例の制定につきまして、県議会の議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認を求めるものでございます。御審議のほど、よろしく御願いたします。</p>
教 育 長	<p>教育政策課から議案第2号、第3号及び第4号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>議案第2号、第3号及び第4号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承認。
教 育 長	<p>それでは、議案第2号、第3号及び第4号を承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	それでは議案第5号について御説明いたします。

	<p>まず、資料の73ページをお開きください。1の改正の理由についてです。今回の改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律による国家公務員退職手当法の一部改正に準じて、所要の改正を行うものです。</p> <p>2の改正の概要についてです。条例第10条では、退職時に支給された退職手当が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、退職後一定期間失業している場合に、雇用保険法の失業等給付程度の保障を行うために支給する「失業者の退職手当」について規定しています。この失業等給付の適用拡大等を内容とする雇用保険法の改正に伴いまして、同条を改正するものです。</p> <p>3の施行期日ですが、平成29年1月1日より施行することとしたいと考えております。この条例改正につきましても、さきほどと同様の対応をしておりますので、報告承認案件として、お諮りを申し上げます。以上です。</p>
教 育 長	<p>教育政策課から議案第5号について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。議案第5号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承認。
教 育 長	<p>それでは、議案第5号を承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは議案第6号について説明をいたします。</p> <p>まず、資料の85ページをお開きください。1の改正の趣旨についてです。今回の改正は、働きながら介護がしやすい環境をさらに進めるため、国家公務員に係る規定の改正内容に準じて関連条例を整備するものです。</p> <p>2の改正の概要についてですが、(1)については、介護休暇の取得可能期間の改正です。現行では、「連続する6月の期間内」での介護休暇の取得となっておりますが、改正後は、「通算6月の範囲内で3回まで分割」して取得することが可能となります。</p> <p>次に、(2)は介護時間の新設です。①の取得要件は、「家族の介護のため勤務しないことが相当と認められる場合」であり、②の取得可能期間は、「連続する3年の期間内において、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内」での取得となります。③の給与の取扱いですが、「当該休暇を取得した時間数に応じて、勤務1時間当たりの給与額を減額する」ものとなって</p>

	<p>おります。</p> <p>3の施行期日ですが、平成29年1月1日より施行することとしたいと考えております。この条例改正につきましても、さきほどと同様の対応をしておりますので、報告承認案件として、お諮りを申し上げます。</p>
教 育 長	<p>教育政策課から議案第6号について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。</p> <p>議案第6号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承認。
教 育 長	<p>それでは、議案第6号を承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第7号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第7号について御説明申し上げます。資料の93ページをお開きください。まず、1の改正の趣旨についてです。今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p>2の改正の概要についてですが、(1)については、一定の短時間勤務職員についての育児休業の要件の緩和でございます。育児休業をすることができる短時間勤務職員の要件は、現行では「子の1歳到達日以降、1年以上在職することが見込まれる者」となっておりますが、改正後は「子の1歳6か月到達日以降、在職することが見込まれる者」となり、要件が緩和されるものです。</p> <p>次に(2)育児休業等の子の範囲の拡大についてですが、現行の規定では「法律上の親子関係がある子」となっていますが、改正後は、「特別養子縁組の監護期間中の子」、「養子縁組里親に委託されている子」、「養育里親に委託されている子」が対象となります。</p> <p>3の施行期日ですが、規則で定める日より施行することとしたいと考えております。この条例改正につきましても、さきほどと同様の対応をしておりますので、報告承認案件として、お諮りを申し上げます。</p>
教 育 長	<p>議案第7号について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。</p>
石 本 委 員	<p>2の(1)の方ですが、「1歳半到達以降に在職することが見込まれる者」とありますが、その在職期間を問わなくなったということですか。</p>

教育政策課長	はい、そのとおりでございます。「1年以上」というのがなくなったということです。
石本委員	そこで仕事と子育てが両立できずに辞めていく方とか、結局、復職しなかった方は多いのでしょうか。戻ろうと思っていたのに、戻れなかった人もいるのじゃないかなとは思いますが。
教育政策課長	また確認して、お答えさせていただきます。
教育長	他にいかがでしょうか。 議案第7号について、承認することとしてよろしいですか。
全委員	承認。
教育長	それでは、議案第7号を承認いたします。 続いて報告事項に入ります。報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。
教職員課長	<p>それでは、報告事項1「平成29年度教職員人事異動方針」につきまして、お手元の資料97ページのとおり定めましたので、概要について御報告いたします。</p> <p>この人事異動方針は、平成29年度の人事異動を行うに当たっての県教委の基本方針を示したものです。まず、前文では人事異動の基本的な考え方を示しています。記載しておりますように、本県の教育目標である「未来を拓くたくましい『やまぐちっ子』の育成」のためには、現在、特に重点的に取組を進めています地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進するとともに、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要です。</p> <p>このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、全県的な視野に立って、適材を適所に配置していくこととしています。</p> <p>次に、「記」以下についてです。1ですが、教職員全体について、専門性や教職員構成等の観点から検討し、適切な配置を進めることとしています。</p> <p>2ですが、管理職の採用・昇任について、多様な教職経験を有し、教育目標の実現のために、活力ある学校運営を行い、指導力を発揮できる人材を選任することとしています。さらに、女性管理職の採用・昇任に努めることとしています。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>3ですが、新規採用者について、近年採用者数が増加している状況も踏まえ、実践的指導力を高めることができるよう計画的な配置を行うこととしています。</p> <p>最後の4ですが、地域間、学校間等における人事交流を積極的に推進していくことを示しています。</p> <p>こうした方針に基づき、人事異動を進めていきたいと考えています。なお、この異動方針は、県立については11月末、義務については12月初めに、全ての公立学校の教職員に異動の希望調査表を配付するタイミングに合わせて、周知することとしています。以上でございます。</p> <p>教職員課から報告事項1について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。次に、報告事項2について、教職員課から説明をお願いします。</p>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>それでは、お手元の資料98ページから99ページの報告事項2「平成29年度山口県立学校職員採用候補者選考試験の選考結果」について御報告します。</p> <p>まず、99ページを御覧ください。9月の教育委員会会議で御報告させていただいた試験の概要についてです。実習助手及び寄宿舍指導員について、1の表に示した選考区分、志願区分、採用見込者数及び5に示した試験内容により、4に記載のとおり、10月30日（日）に山口県セミナーパークで試験を実施しました。その結果、6に記載のとおり、本日、採用候補者名簿登載予定者を発表するとともに、受験者全員に選考結果を通知しました。</p> <p>それでは98ページにお戻りください。まず、1の選考結果の概要ですが、実習助手については、表の志願者数の合計欄に示したとおり、57人の志願があり、欠席者9人を除いた48人が受験し、6人を採用候補者名簿登載予定者としたところであり、倍率は8.0倍となりました。</p> <p>また、寄宿舍指導員については、その下の欄、17人の志願があり、欠席者3人を除いた14人が受験し、1人を採用候補者名簿登載予定者としたところであり、倍率は14.0倍となりました。</p> <p>次に、2についてですが、参加は任意ですが、採用候補者名簿登載予定者については、12月27日、28日に教員採用候補者名簿登載予定者と一緒に、着任までの心構え等について学ぶ研修を実施することとしています。以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま教職員課から報告事項2について説明がありましたが、御</p>

	意見、御質問がありましたら、お願いいたします。
宮 部 委 員	他の採用試験も一緒なのでしょうが、受験者数がかなり落ちていますよね。何か理由があるのでしょうか。
教 職 員 課 長	この学校職員採用試験については、他の公務員試験と併願する者が毎年非常に多いということがございます。それで、第一志望の他の公務員試験に合格している場合に、辞退をするということが例年起こっております。これは今年度が特に受験者数が減ったということではなく、毎年このような状態にあると認識をしております。
教 育 長	他にございませんでしょうか。
佐 野 委 員	受験される方の年齢層は、新卒の方が多いのでしょうか。それと、実習助手については、私どもはあまりイメージが湧きにくいのですが、多分先生を補佐するというかたちでいらっしゃると思いますが、学校にどれくらいの割合でいて、どんな仕事をされているのか少し教えてください。
教 職 員 課 長	<p>年齢層については、今、データを持っていませんが、高校卒業程度を受験資格のひとつとしておりますので、実際に高校の新卒者、現在の高校3年生の方もおられますし、臨時的任用で、現在、学校にお勤めの方もけっこう受けておられますので、かなり年齢層は幅広いというふうにとらえています。</p> <p>それから実習助手ですが、基本的には、例えば理科の実験・実習の手伝い、昔高校の時を思い出していただくと、理科の実験室等で実験器具の準備とかを実験の前にされていた方がおられると思いますが、あの方がこの「実習助手」に当たります。これが普通教科の実習助手で、理科の他に家庭科の調理実習の手伝いとかもされておられます。</p> <p>それから、専門教科の方は工業・農業についてはそれぞれ実習がありますので、例えば工業だったら溶接とか旋盤の実習がありますので、その実習について教員を補佐するという形で仕事をするということになります。</p> <p>人数については普通教科の実習助手については、基本的には大体どの学校にもおられますが、特に理数科等を置く学校については3名程度配置しております。それから、専門教科の工業とか農業の実習については、実習時間がかかなり多いので、これについては一つの学校にかなりの実習助手が存在しているという状況でございます。</p>
佐 野 委 員	ということは、先生が授業を行う際にサポートを行う方ということで、授業内容に集中するのに重要な立場とみていいのでしょうか。



教職員課長	<p>それは、おっしゃるとおりということになります。実験・実習については、特に生徒の安全・安心を最優先に行っていく必要がありますので、それを徹底していくためになくてはならない存在であると認識しております。</p> <p>それから、先ほどの年齢でございますが、今年度の志願者の平均年齢ですが、実習助手が29.2歳、宿舎指導員が36.4歳となっております。以上です。</p>
教 育 長	<p>工業系の実習については、通常は一つのクラスに40人くらいの生徒がおりますが、実験実習は40人まとまってしまうことができません。機械の準備等もあって、小さいグループに別れてローテーションしながら実習を行っていて、それぞれのグループを世話することとなりますので、担任一人だけでは実習が到底できない。そういったことで、実習ですごく力を発揮しております。</p> <p>ただ、先ほどもありましたが、安全面ももちろんそうですし、いろんな技術指導についても大変大きな力を発揮していると思います。</p>
小 崎 委 員	<p>そういう方々はいずれ先生をめざされるのですか。</p>
教 育 長	<p>いろいろあると思いますが、いかがですか。</p>
教職員課長	<p>この実習助手については、基本的には教員免許を持っておられない方を想定しております。実習助手をやって、例えば採用試験を受けて教員になる方はほとんどいないという状況にはございます。</p> <p>ただ、専門の実習助手については、ある程度実務経験を経た後、一定の選考を受けて、教諭と同様に生徒を指導するというシステムもございます。これは工業、農業、商業の実習助手の方の話ということになります。</p>
教 育 長	<p>今、話があった工業、農業、商業高校は経験年数があれば、必要な経験年数がいろいろあるのですが、それに加えて一定数の単位を取れば、教員免許を取れるようになっていきます。それで、本人が希望すればですが、実習助手から教員への道も開くということもあります。他によろしいでしょうか。それでは、報告事項2については、以上とおりとします。</p> <p>続いて、報告事項3について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>それでは、平成29年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領につきまして御報告させていただきます。資料の100ページから1</p>

	<p>03ページにかけて、公立高等学校及び県立特別支援学校高等部の入学者選抜実施要領の概要についてまとめたものをお示ししておりますので、これをもとに御説明いたします。なお、教育委員の皆様には、本実施要領の冊子もお配りしております。</p> <p>まず、資料100ページを御覧ください。この実施要領は、7月7日に発表しました入学者選抜の実施大綱に基づきまして、入学志願に係る手続等の詳細を定めたものであり、去る10月27日に発表したところでございますが、手続等について昨年度からの大きな変更はございません。</p> <p>資料100ページ中程にありますように、公立高等学校入学者選抜の第一次募集に係る学力検査は3月7日に、また、次のページにありますように推薦入学の面接等は2月8日に実施いたします。</p> <p>次に、資料103ページを御覧ください。ここには、県立特別支援学校高等部の実施要領について主な内容をお示ししております。中程にあるように、3月3日に検査を実施いたします。</p> <p>なお、平成29年度入学者選抜が遺漏なく行われますよう、先般11月11日に、中学校及び高等学校等の関係者を対象に、この実施要領に関する説明会を行い、記載内容の周知を図ったところであります。今後とも、入学者選抜の公平かつ適正な実施に努めてまいりたいと考えております。簡単ではありますが、以上、公立高等学校等入学者選抜実施要領についての御報告を終わります。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま高校教育課から報告事項3について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら、お願いします。前年度と大きな変更はないということで、日程の変更だけです。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。</p> <p>次に、報告事項4について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>それでは、10月27日に「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に係る本県の状況を発表いたしましたので、その概要について御説明いたします。資料は104ページからです。発表項目は、暴力行為、いじめ、小・中学校の不登校、高等学校の不登校、高等学校の中途退学です。</p> <p>なお、お示ししている本県のデータには、公立のみのものと、国公立の合計のものがありますが、これから説明する内容は公立学校のものとなりますので御留意ください。</p> <p>それでは、105ページを御覧ください。まず、暴力行為です。発生件数は571件で、平成26年度に比べ25件増加しました。児童生徒千人当たりの発生件数は4.4件と26年度に比べ0.3件増加し、3年連続で全国平均を下回りました。発生した学校は全学校の3</p>

2. 5%と、26年度より1.8ポイントの増加となっています。校種別で最も発生件数の多い中学校の中で、発生件数が10件を超える学校が11校あり、その11校の発生件数が中学校の暴力行為全体の40.7%を占めております。

次にいじめについてです。公立学校全体のいじめの認知件数は2,480件と、26年度に比べ310件増加しております。いじめの認知については、昨年度の見直し調査以降、各学校においていじめを幅広くとらえており、児童生徒間トラブルについても、いじめの定義に沿って適切に判断された結果と肯定的にとらえております。

110ページの資料2にありますように、校種別では、小学校が1,559件と最も多く、全体の62.9%を占めております。学年別では中学1年生が最も多く、いわゆる中1ギャップの傾向がみられ、思春期特有の繊細な心理や新しい集団でのトラブル等を反映していると考えております。また、認知したいじめについては、年度内に88.1%が解消、一定の解消も含めると99.0%の状況が好転しております。

111ページを御覧ください。いじめの態様は、それぞれの校種で「冷やかし・からかい」が最も多く、全体の61.4%を占め、小学校では「軽くぶつかる・叩く、ける」、中学校では「仲間はずれ・集団による無視」、高等学校では「パソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことをされる」の順となっております。

次に、小中学校の不登校についてです。106ページを御覧ください。不登校児童生徒数は1,160人と、26年度に比べて78人の増加となっており、児童生徒数千人当たりの不登校児童生徒数は11.0人と、全国的にも低い水準となっております。

校種別では、112ページの資料3にありますように、小学校は21人の増加、中学校は57人の増加となっており、小学校は4年連続の増加となります。なお、資料にはありませんが、小学校の不登校の要因を「本人に係る要因」で見ると、「『不安』の傾向がある」が34.8%、「『無気力』の傾向がある」が29.7%で、合わせると全体の64.5%を占めております。中学校の不登校の要因を「本人に係る要因」で見ると、「『無気力』の傾向がある」が32.6%、「『不安』の傾向がある」が24.0%で、合わせると全体の56.6%を占めております。不登校児童生徒のうち、指導により学校に登校できるようになった児童生徒は25.3%であり、いったん不登校状態になると、なかなか学校復帰が難しい状況にあります。

次に(3)高等学校の不登校についてです。107ページを御覧ください。不登校生徒数は97人と、26年度に比べ14人の減少となっており、出現率も全国数値を大きく下回っております。

次に(4)高校中途退学についてです。公立高校の中途退学者は、123人であり、前年度に比べ29人減少しており、26年度同様、

	<p>中途退学率は全国数値を大きく下回っております。113ページの資料4にありますように、中途退学の理由としては、「進路変更」が最も多く、次いで「学校生活・学業不適応」となっております。</p> <p>最後になりますが、107ページ下のところからありますが、今後の生徒指導上の諸問題の解決に向けた主な取組につきましては、問題行動等について全体的に全国水準より下回っており、これまで、心の教育の推進、組織的な対応、家庭・地域との連携などの取組を進めてきた成果と考えておりますが、小学校における「暴力行為」、小・中学校の「不登校」については増加しており、生徒指導上の重点的に取り組むべき課題であるにとらえております。</p> <p>今後とも、市町教育委員会をはじめ、関係機関との連携・協力の下、研修等による教職員の資質向上や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部の専門家を活用した相談体制の充実などにより、生徒指導上の諸問題の解決に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいま学校安全・体育課から報告事項4について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p>
石 本 委 員	<p>106ページに解決のパーセンテージが出ていますが、解消したものが88.1%、一定の解消で99.0%とありますが、どのような基準で「解消」とか「一定の解消」というものを決められているのか教えていただけますか。</p>
学校安全・体育課長	<p>解消の定義につきましては心理的、あるいは物理的な影響を与えていることに起因する子ども達の心身の苦痛が解消されたということとなっています。</p>
石 本 委 員	<p>一定というのはどのような内容でしょうか。</p>
学校安全・体育課長	<p>一定というのは、外目で見ても人間関係が良くなったように見えても、なかなか子どものことですから、すぐに同じような理由で、特に低学年の子ども達、あるいは小学校段階では起きますので、まだまだ継続的な支援、サポートが必要というところを「一定の」としております。</p>
石 本 委 員	<p>わかりました。</p>
教 育 長	<p>他にありませんでしょうか。はい、どうぞ。</p>
佐 野 委 員	<p>まずいじめについてですが、いじめの認知率が高まっているという</p>

のは、積極的に認知していこうという方向になっているという背景があると思います。全国的に見ると山口県は全体的に良好な状況であると思うのですが、発生率が低い、人数が少ないからよいということではなく、そういう状況であるからこそ、更にそういったものが起こらないように、しっかり認知をしながら対応していただきたいと思います。

全国的に見て、すごい認知率が高い、被害件数が多いところが統計的に出ていても、それは積極的に認知をしているという状況もあるということですので、どのように解消、改善したかをしっかり見ていただいて、認知したものをどうやって解消していくかということに注意していただきたいなと感じております。

それと暴力行為についてですが、児童生徒の人数が減ってきているが発生件数は増えている。全国的な状況と比較すると山口県は少ないのですが、これはこういった背景で増えているのでしょうか。

学校安全・体育課長

特に小学校の暴力行為の増加については、やはり家庭環境と核家族化が進んでいて、なかなか子どもに目が行き届かない状況の中で、例えば3世代同居等であれば、祖父母からいろんな生活について指導が入る、怒られることもあるかもしれません。「こういうことをしてはいけない」、「相手に対する思いやり」というような、いろんな家庭の中での躰の部分も大きくあったと思います。それがだんだん減少して、社会環境、あるいは家庭の養育に対する意識や環境の変化が大きくあると思います。

それと同時に子ども達も特性として、様々な課題を持った子ども達も増えてきている。あるいはそういったところへの配慮も必要になってきている。子ども達のちょっとしたトラブルが、すぐに相手を叩くとか殴るといったような暴力を加えてしまったり等がありますので、子ども達もいろんな体験が不足していることもあると思います。

昔、私たちが子どもの頃であれば、子ども会活動等の中に、上級生から下の低学年の子どもまで一緒に活動する機会があつて、その中でいろいろと学んできた、体験をしてきた経験というものもあると思います。そういった機会も減少しているということがあつて、と思います。

教 育 長

はい、どうぞ。

佐 野 委 員

先日、岩国市の川下中学校と由宇中学校に視察に行つたのですが、小学校の生徒を中学校の生徒が卒業した後に教えに来るとか、中学校の生徒が卒業した後に、地域でまた指導者として教えるとか、そういったサイクルを作っていくというものがあつました。なかなか兄弟姉妹が少なかつたり、子どもの人数が少ないということで、子ども同士の接触が少ない、人と人の接触が少ないところを増やすと

	<p>いう取組をされていまして。そういったことがいじめの解消につながると考えられますか。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>先ほどの体験という意味では、やはり限られた活動を学校の中だけで仕組むものではなく、学校の枠を超えて、地域と中学校、小学校、小中連携だとか、幼少連携であるとか、いろんな形で人との繋がり、関わりを持つ中で備わってくる部分があると思います。そういった機会を活かしていくことを、今後、関係課とも協力しながら進めてまいりたいと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>よろしいでしょうか。今までであれば自然にそういうシステムが世の中にあって対応していたものも、それが難しい時代なので意識してそういう場面を作り上げていくことが必要なのだろうなと思います。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>そういった仕組みができて、暴力行為やいじめが減ることになれば、これは非常にいいことだなと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ありがとうございます。他にございませんか。はい、どうぞ。</p>
<p>小 崎 委 員</p>	<p>資料の中である「暴力行為が何件」とか、例えばいじめの内容で「ひやかし・からかいが何件」と具体的な件数があるのですが、そのひとつひとつの内容をみなさんは御存知なのでしょうか。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>基本的には、各市町教育委員会を通じて学校から数値であがってきますので、ひとつひとつの細かい所までは、残念ながら承知しておりません。ただ、各市町教育委員会の方から重大な対応等で連携が必要なものについては、関係課と連携をとりながら、市町教育委員会と一緒にやって対応しております。</p>
<p>小 崎 委 員</p>	<p>なかなかいじめは表に出てくるのがすごく少ないと思います。明らかに「何件」というようにあがってきている件数については、すごく膨大な数だと思うのですが、できる限り県教育委員会の方が現場の内容を少しでも把握されていた方がいいかなと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ありがとうございました。他にありませんでしょうか。はい、どうぞ。</p>
<p>石 本 委 員</p>	<p>いじめ発見のきっかけが保護者からの訴えというのが増えているなと思いました。親御さんがちょっと敏感になっているところもあるかと思いますが、それに対して対応する先生方の負担が私はちょっと心配だと思います。スクールカウンセラーなどの充実も、またしっかり</p>

	<p>としていただけたらと思います。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。はい、どうぞ。</p>
宮 部 委 員	<p>109ページの暴力行為ですが、中学生が非常に多いですが、小学校6年生までは少なく、中学生になって急激に上がるということがあります。その次のページのいじめの認知件数ですが、小学校から中学校までだんだんと上がって、中学1年がピークということです。暴力が中学生になって突然上がるというのは、思春期特有の要因があるのでしょうか。</p>
学校安全・体育課長	<p>まず子どもの発育発達の段階として、やはり思春期特有の繊細ないろんな感情という部分もあると思います。同時に、小学校から中学校にあがる時に、ひとつの小学校からひとつの中学校への進学だけでなく、複数の小学校からひとつの中学校への進学ということで、学校の中の環境も大きく変わるというところあります。</p> <p>これまでの人間関係で対応しきれない、あるいは新たな人間関係の中でトラブルになるということも、いわゆる中1ギャップにかかってくると思いますが、そういったところも大きな要因かと思います。</p>
宮 部 委 員	<p>それに関連してですが、中1ギャップがあるということで、小中連携を進めていますが、その結果として目に見えるようなものは出ていますか。</p>
学校安全・体育課長	<p>数値としてよりも対応としての変化ということでいけば、基本的には、今、中学校のスクールカウンセラーの全校配置を進めております。そういう中で、小学校は全ての学校をサポートできておりません。一応100校という形でスクールカウンセラーを配置しておりますが、またそれ以外にも問題等がある場合には、同じ中学校区の中の中学校のスクールカウンセラーを派遣して、中学校と小学校の間を同じスクールカウンセラーで、継続的に支援をするという対応をしているところではあります。</p>
教 育 長	<p>それでは、義務教育課の方から。</p>
義務教育課長	<p>義務教育課です。「やまぐち型地域連携教育」ということで、中学校区をひとまとまりとした小中、そして地域、家庭・協働で連携した取組を進めております。数値というものは、今、手元にないのですが、子ども達の自尊感情が高くなってきているというデータは出ております。</p> <p>また、同じ中学校に進学する小学生が集まる機会、中学生と小学生</p>

<p>教 育 長</p>	<p>が集まる機会というものも増えてきておりますので、そういう中で、ギャップを少しでも滑らかにする、そういう段差を低くするという取組も続けております。</p> <p>それから、中学生になつての暴力行為も含めた問題行動等につきまして、やまぐち型地域連携教育の取組を進めたことにより、ある中学校では子ども達の行動が落ち着いてきた、そのことによつて教職員もそれに対応する時間・回数が明らかに減つてきたという実態も出ております。以上です。</p> <p>他にありませんでしょうか。はい、どうぞ。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>話が戻つて申し訳ないのですが、何をもつて「いじめ」と判断するかなのですが、割と最近「イジリ」という形で、楽しい雰囲気崩すのが非常に良くないという認識を子ども達が持っているようです。非常に楽しい雰囲気ですが、ただそれが特定の子どもに対するイジリとか、客観的に見たらいじめのようなのですが、皆が楽しい雰囲気だから自分が我慢しようという傾向がちょっとあるのではないかなと。そういった場合、パツと見るとなんか楽しそうだなということで、いじめと判断できないのではないのかなということが心配です。</p> <p>本当は、当事者はすごく深刻に考えているのだけど、雰囲気としては和やか、楽しそうに見える。これは客観的に第三者が「楽しそうだけど、これはおかしいのでは。」というような指標というものも持つておかないといけないのではないかなと思います。スクールカウンセラーと先生が第三者であれば、「楽しそうだけど、それはおかしいよ。」という指導も必要なんじゃないかと少し感じております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>はい、わかりました。他にいかがでしょうか。それでは、いろいろと御意見をいただきましたが、報告事項4については、以上のとおりとします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>先ほど、育児休業の説明の際に、石本委員から御質問いただきました「今までの実績はどうであるか」ということですが、93ページをお開きいただければと思います。</p> <p>こちらの改正内容の(1)ですが、「育児休業をすることができる一定の短時間勤務職員の要件緩和」ということで、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴つて条例を改正するものですが、地方公務員法上でこちらの対象は、一般職の非常勤職員が対象となっております。山口県の場合は一般職の非常勤職員自体の任用がないということで、※印のところに書いてありますが、山口県で対象になるのは再任用短時間職員、これは定年退職後の再任用職員が中心となります。それと任期付短時間職員については、ほとんど任用実績がないという</p>



<p>教 育 長</p>	<p>状況になっております。今まで、こういった職員で育児休業を取得した者がいないということで、実績がないということになります。</p> <p>今後も対象となる職員の見込はない状況です。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、条例改正をしているものでございますので、そういう状況となっております。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、意見交換に移ります。本日の意見交換テーマ「文化財の保護と活用について」、社会教育・文化財課から説明をお願いします。</p>
<p>社会教育・文化財課長</p>	<p>それでは社会教育・文化財課から文化財の保護と活用について御説明いたします。説明内容は、「文化財について」、「山口県の文化財の現状」、「文化財の保護と活用」の3項目でございます。</p> <p>まず、文化財とはどういうものかについてです。文化財とは我が国の歴史の中で生まれ、現在まで守り伝えられてきた貴重な文化的財産のことで、木造建築や、あるいは天然記念物の動植物など、一度失われると復元がたいへん難しいものでございます。したがって、適切に管理・保護し、次世代に確実に承継していかなければいけません。</p> <p>文化財の保護に当たりましては、国におきましては「文化財保護法」、県におきましては「文化財保護条例」に基づきまして、各種文化財の指定制度を設けてございます。</p> <p>文化財には、有形のものから無形のものまで様々な種類がございまして、大きな分類といたしましては、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「伝統的建造物群」、「文化的景観」等に分けられます。</p> <p>このうち「有形文化財」とは、建造物や美術工芸品のうち、歴史的・芸術的に価値の高いものでありまして、国は特に重要なものを重要文化財に指定し、その中でも特に価値の高いものを国宝に指定しています。</p> <p>「無形文化財」とは、演劇、工芸技術等のうち、歴史的・芸術的に価値の高いものでございまして、国は特に重要なものを重要無形文化財に指定し、その技術を持つ人を「保持者」に認定しています。この重要無形文化財の保持者は俗に「人間国宝」と言われております。</p> <p>「民俗文化財」とは、風俗習慣、民俗芸能と、それに用いられた衣装や器具でありまして、我が国の生活の推移の理解に欠くことのできないものであります。有形のものには、製塩用具や捕鯨用具などがございまして、無形のものに神楽や神舞などがございまして、</p> <p>「記念物」には、史跡、名勝、天然記念物がありまして、それぞれ学術上・鑑賞上価値の高いものです。県内にある具体的な文化財については、後ほどお示しいたします。</p>

「伝統的建造物群」は、歴史的風致を形成している伝統的な工法で建てられた一群の建造物でありまして、広く範囲を定めて選定がされます。県内では、萩市で4件、柳井市で1件の計5件が選定されています。

「文化的景観」は新しい文化財の考え方でありまして、平成16年に文化財保護法の改正により導入がされました。地域における人々の生活により形成された景勝地で、我が国の生活を理解する上で欠くことのできないものでございます。本県での選定はありませんが、他県の例では別府の「湯けむり・温泉地景観」などがございます。

次に、山口県の文化財の現状についてです。国指定の文化財以外で、県内にある貴重な文化財は条例に基づきまして、県指定文化財に指定し、保護を行っています。文化財はどれも古いものであり、有形の物は経年変化により傷みが進みつつあり、無形のものには後継者や運営費の不足が懸念されます。

次に、県内にある文化財の件数についてですが、国指定のものが247件、そのうち国宝は9件ございます。一方、県指定の物は353件で、国指定の物と併せまして600件にのぼります。本県の特徴といたしましては、国指定の天然記念物の件数が43件、これは日本一であります。この要因といたしましては、貴重な動植物鉱物が県内に多いところや、県内の天然記念物の指定に係る調査が進んでいることを示していると考えられます。

県内の国宝につきましては、まず建造物が3件、下関市の「功山寺仏殿」、「住吉神社本殿」、山口市の「瑠璃光寺五重塔」です。建造物以外には美術工芸品が6件ございます。雪舟作の「四季山水図」の絵画、古今和歌集の書跡、菊造腰刀などがございまして、まさに国の宝としてそれぞれ博物館等に所蔵されています。

重要文化財の建造物は合計で35件ございまして、そこに代表的なものを挙げています。県庁の敷地内にはございます旧県庁舎と県会議事堂も、重要文化財に指定されています。

重要文化財の美術工芸品については91件、防府市阿弥陀寺にございます金剛力士像、毛利博物館に所蔵されております毛利家文書などがございます。

それから、重要無形文化財保持者、いわゆる人間国宝の県内在住者は、工芸技術・金工の山本晃さんお一人でありまして、平成26年10月に認定されました。

次に、重要有形民俗文化財は11件ございまして、赤崎神社の楽棧敷や久賀の石風呂など、現在も使われているものも含まれております。重要無形民俗文化財は5件で、いずれも継承するための保存会が設立されてございまして、現在も活発に活動がされています。

天然記念物のうち特に重要なものは特別天然記念物に指定されています。県内の特別天然記念物は、八代のツルおよびその渡来地、秋吉

台、秋芳洞の3件でございます。天然記念物には「地域を定めず」に指定されている動物もありまして、岩国市の錦川上流に生息が確認されているオオサンショウウオも特別天然記念物です。次のスライドは、今年10月25日に渡来したナベヅル5羽です。

次に、県内の天然記念物は40件ございまして、代表的なものをここに掲げておりますが、岩国のシロヘビは指定の名称に「岩国」と付いておりますが、地域を定めない指定のため、この40件には含まれていません。

県内の国指定史跡は42件、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産にもなっております萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、松下村塾、萩城跡等42件で、萩往還、長登銅山跡、大内氏遺跡などのように積極的に公開・活用しているものも数多くございます。

国指定の名勝は10件ございまして、史跡同様に錦帯橋、常栄寺庭園などたくさんの観光客が訪れるものでございます。

続いて、県指定の文化財で有形文化財の建造物・美術工芸品の代表的なものをここにあげております。一方、県指定の無形文化財は、芸能の鷺流狂言、工芸の萩焼、赤間硯、この3分野にそれぞれ保持者がおりまして、いずれも県を代表する伝統芸能・伝統工芸でございます。

次に、民俗文化財等の代表的なものをここに挙げております。

次のスライドから、世界遺産について御紹介いたします。本県初となる世界遺産は、昨年4月にドイツのボンで開催されましたユネスコ世界遺産委員会で登録をされた「明治日本の産業革命遺産」でございます。日本の急速な産業の近代化を時系列に沿って伝える8県11市の23資産をシリアル・ノミネーションとして、世界遺産として登録がされました。萩市にあります構成資産は次の五つでありまして、まず萩反射炉、恵美須ヶ鼻の造船所跡、次に大板山たたら製鉄遺跡、松下村塾、最後に萩城下町、この五つがあります。萩市の5資産は幕末に西欧技術を取り入れ産業化を目指した萩藩の全体像とその特徴を現しています。また、次の世界遺産の県内候補として錦帯橋の世界遺産登録を目指しています。現在専門家による調査研究のための委員会を設置し、世界遺産としての価値の調査を進めています。また、世界遺産登録に向けた取組を推進するため、この27日に県と市、関係団体による推進組織を立ち上げる予定です。

次に、県内での文化財の保護と活用について御説明します。文化財の保護といたしまして県指定文化財への指定、それから文化財の所有者が実施する文化財の修理に対する補助金交付を行っております。これは平成27年度の県指定文化財の指定物件です。長門市油谷にあります二尊院が所蔵する鎌倉時代の仏像、「木像四天王立像」を有形文化財に指定いたしました。本尊の四隅を飾る四軀の四天王像でそれぞれ武器を持ち邪鬼を踏む姿になっております。

次は、文化財修理に対する県費補助をした事例でございます。萩市にあります、国指定文化財「大照院」本堂と経蔵を6年の工事期間で解体し、使える部材は元に戻し、朽ちた部材は取り替える形で修理を進めました。総事業費は約11億円で国が85%、県と地元がそれぞれ7.5%を負担しております。以下、その修理工事の様子でございます。本堂の屋根が傷んでいる様子や部材を再利用する様子も御覧のようにわかります。

続いて県指定文化財に対する補助の例でございます。仏像の保存修理に2年間で約800万円の費用を県50%、地元50%の割合で負担をいたしました。国指定文化財では国が、県指定文化財では県がそれぞれ主体的に補助を行っております。県内唯一の動物の特別天然記念物であり、本州唯一のナベヅル越冬地であります八代のツルは渡来数が平成19年度から一桁となっておりまして、その回復が大きな課題となっております。そのため、周南市では「天然記念物再生事業」として渡来ツルの監視、えさやり、ねぐらの整備を実施するとともに、鹿児島県出水市から保護されたツルを移送して、八代で放鳥する事業を実施しています。

これは今年2月に出水市から移送をしました3羽のナベヅルの様子です。移送用の木箱に入れ、トラックで八代まで運んでまいりました。現在は飼育ケージの中で飼育をされておりまして、今後専門家の意見を参考に、放鳥の時期が決定されます。

次に文化財を活用した学習機会の提供といたしまして、児童を対象としました文化財出前講座や、地域住民を対象としました文化財愛護教室などについてです。文化財出前講座と申しますのは地域の文化財をテーマとした講義を通して、ふるさとに誇りや愛着をもって主体的に社会に参画できる子ども達の心や態度の育成を図ることを目的に実施しています。

対象は小・中・高等学校・特別支援学校で講師は学校からの要望を聞きまして、当課で調整して選定します。学校での講演や保存修理現場の見学などもメニューとして考えております。出前講座は平成22年度から実施していますが、24年度以降は年5～6回の開催で参加者は500名～800名と、徐々に増加しております。

昨年度の実施例でございますが、下関市立勝山中学校では1年生全員を対象に総合的な学習時間「探検下関」によって、下関市教育委員会の文化財保護課の学芸員から、旧英国領事館などの市内の建造物を中心に下関の歴史を紹介いただきました。

また、下関中等教育学校では1回生を対象に総合的な学習の時間「海峡学」において、豊田ホテルの里ミュージアムの学芸員を講師に依頼しまして、国指定天然記念物木屋川・音信川ゲンジボタル発生地の自然を中心に、化石や生き物を示しながら行事を実施いたしました。また、山口南総合支援学校の高等部1年生から3年生を対象に、

国指定史跡周防鑄銭司跡で発掘されました昔のお金などを用いまして、鑄銭司地区の歴史の学習を行いました。

続きまして、文化財愛護教室でございますが、これは文化財に対する知識を深め、文化財に対する愛護思想の普及を図ることを目的として実施しております。お示ししておりますのは、当課に事務局がございます、山口県文化財愛護協会、この組織が地域住民を対象に文化財に関する講義、文化財の修理現場の見学会などを実施しております。

毎年2回実施しておりまして、参加者は御覧のとおりでございます。その内容は修理現場の現地説明会や新たな指定の文化財の見学会、文化財に関する講演会などで、修理現場では日頃見学できない建物の基礎構造部分や発掘中の土の中の構造などを見学でき、好評を得ておりますけれども、特に修理現場での受け入れ人数には制限がある時期も限定されることが多く、地域のニーズに合った講座の開設が難点ではあります。こうした出前講座や愛護教室の課題といたしましては、今、申し上げましたように、修理現場や現地説明会で様々な制限があるということ、それから出前講座につきましては利用校に偏りがあるということなどが認められます。課題の解決に向けまして、関連の広報誌や広報番組を活用して、積極的に広報に取り組みますとともに、利用校や参加者の御意見を伺いながら、制度の改善を図りながら、検討していきたいと考えております。

また、本県の文化財につきましては、当課のホームページに山口県の文化財というウェブサイトを開設しております。県内の国指定と県指定の文化財600件の情報を掲載し、紹介しております。名称、分野、所在地などから検索することが可能でありますし、携帯サイトも準備していますので、現地で文化財を見ながら説明を閲覧することも可能になっております。

最後に、今回の意見交換の視点といたしまして、文化財を活用した学習機会の提供の充実としております。広く県民に文化財を身近に感じてもらうためにはどのような方策が適当であるか。また、文化財保護の大切さを知ってもらうための情報発信をどのような手法が適当かなど、委員の皆様の御意見をいただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

教 育 長

ただいま社会教育・文化財課から内容について説明がありました。視点として最後に2点ほど示されておりましたが、広く県民に文化財を身近に感じてもらうためにどんな方法があるかとか、文化財保護の大切さを知ってもらうための情報発信はどうあるべきか、そういう視点が示されましたが、説明もいろいろありましたので、それに関する質問も含めて、何でも結構ですからいろんな御意見をいただけたらと思っております。どなたからでも結構ですからよろしく願いします。

石 本 委 員

私も知らないものが結構ありましたが、文化財の価値とか大切さとか魅力をしっかり教えていくことが一番大事だと思いました。講演会とかウェブサイトは興味ある方が自分から開いたり、聞きに行ったりしないと、情報を得られないというところはあると思います。学校などを利用して、授業や講演会などを利用して幅広く伝えていく方がいいんじゃないかと思いました。

学校とかで講演会をされていますが、学年が限られていて1年生だけとか、1年生だけとかになっているので、せっかくでしたら全校生徒の前で皆さん一緒というふうに効率を考えてされるのも一つの方法じゃないかなと思いました。

また、授業の中でも先生方にもちょっと働きかけながら、文化財について調べたり、総合学習とか、社会見学を利用して実際に体験するというのもいいと思います。体験することで文化財に関わる仕事をしたいというお子さんが中には出てくる可能性もあるんじゃないかなと思いますし、文化財は将来自分たちが納める税金が使われて保護されていくこと、後継者も不足していることなど、お子さんに直接訴えるといいますか、そういう事実を学んでいただいて、重大な問題になっているということに言及した授業を行っていくのも方法ではないかなと思いました。

学校を卒業したらなかなかそういう授業を受ける機会はないので、テレビなどのメディアを通じた機会もあるといいかなと思いました。以上です。

教 育 長

ありがとうございます。いろいろ御意見をいただきました。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

佐 野 委 員

文化財ということで、見る人が見たらすごいものだと思うものを、なかなか一見してすごいなと感じられないものも沢山ありますが、実際に内容を説明していただいたり、具体的に自分達とどう関係しているのかを解説してもらおうと「すごいんだな」とか「だから文化財なんだな」と思うことがよくあります。

子ども達も自分たちの生活とか、自分たちにどのように関連しているかを感じないと、単なる知識としてだとあまり面白くないのかなと思います。なぜ重要なのか、自分たちの生活とか山口県にどのように関わっているのかという物語やストーリーを、専門用語を羅列するのではなくて、ちょっと解説するというふうなものを結びつけていくと、記憶に残るのではないかなと思います。

子ども達や一般の方でも、文化財のすごいところを感じることができれば、自分たちが住んでいる山口、先人たちのすごさとか、歴史を通じて自分たちに続くアイデンティティと言いますか、帰属意識とい

うと何か押しつけがましいかもしれませんが、そういったものを感じて、中には自分たちのルーツを感じる人もいます。

そういった文化財の背景にある歴史を感じることで、自分自身の価値を認知したり、最近の子ども達は自己肯定感が少ないと言われますが、何かの拠り所という形で、そういうものが向上すればいいのではないかなと思います。自分の親戚にこんな偉い人がいるとか、自分と同じ郷土からこんなことをやった人がいるということが、何かをするときに、ちょっとした心のよりどころになったり、支えになったりすることもあるかと思っています。子ども達には、そういったところをしっかり認識していただいて、自己肯定感につながるような動きにつなげていただければ、文化財というものの魅力がもっと高まるんじゃないかなと思います。元々、魅力はあるはずなので、さらに掘り起こしていただければなと思います。

教 育 長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

宮 部 委 員

今、言われているように、なかなか接する機会といますか、一方通行な面が多いということで、こういう話になっていると思います。

山口県、各市町もそうですが、歴史においてもものすごく、日本の流れまでに貢献、影響があるところも多いわけです。

佐野委員もおっしゃいましたが、ストーリーとして歴史の中に何か物語があるところをとらえて、特に小学生、最初に興味を持たせるということで、わかりやすく入っていくと。いろいろな歴史に関わる話が出る時にとらえて、そこから入っていくということです。

ただそれを全県的にするのはなかなか難しいので、何か一つでも興味がある、それは各地区で違うと思いますが、そこから入ると興味をもつのではないかなと思います。

これは実際に感じているのですが、自分の子どもや孫がなかなか社会見学とか修学旅行でも文化財に触れていないですね。我々の時代は、修学旅行でも歴史とかの話が多かったのですが、今はなかなかないようです。

我々が心に残っているのは、修学旅行や社会見学に行ったことがきっかけで、歴史が好きになったということがあるので、きっかけづくりをもっとインパクトがあるものにしたらよいのではと思います。それは各市町でまた違うと思います。その市町で歴史的に何がそこで起こったということがですね。スタートは違っても、最後はこういった文化財全てに興味があつて、それを保護しないといけないということも生まれてくるのではないかなと思っております。

最近聞く限り、どうも社会見学を歴史とか文化財とかを見るということもあまりないという話があるようなので、その辺からがスタートではないかなと思っております。まず知らしめる、興味を持たせると

<p>教 育 長</p>	<p>ということです。</p> <p>はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。どうぞ。</p>
<p>小 崎 委 員</p>	<p>萩は今、世界遺産も認定されましたし、昔から多くの偉人を輩出しているところですが、この9月に萩高校で高校生熟議というものを行いました。世界遺産の中にある高校生として自分たちは何ができるかというテーマで、2年生の子たちが熟議をしました。</p> <p>熟議をする前に萩市長に来ていただいて、市長の世界遺産に対する思いであるとか、なぜ世界遺産になったかという話を全校生徒が聞きました。それを受けて高校2年生たちが、じゃあ自分たちは何をしたらいいかという熟議をしました。</p> <p>これがすごく面白くて、さすが高校生だなと思ったのは、世界遺産の清掃活動を自分たちでしよう、自分たちがみんなに呼びかけて清掃活動をしよう、世界遺産をもっと知ってもらうためにプロジェクトマップングをしてみよう、お化け屋敷をやってみよう、そういったフェスティバルではないですが面白い意見がたくさん出てきました。なかなか実現は難しいと思うものがいっぱいありましたが、そういうことを聞いていると、聞いている大人たちもすごくワクワクして、楽しそう、やってみたいという思いがすごく募ってきて、そこまで高校生たちが考えているのだったら、何か親としても周りの大人も応援してあげたいという気持ちになりました。</p> <p>高校生がそういった発案をしていることを応援してあげて、それをちょっと取り入れてみるということも何か楽しみかなと思います。それこそプロジェクトマップングも膨大な費用がかかるとは思いますが、それを1つすることで山口県全体が盛り上がれば、もっと活気づくのではないかなと思うので、費用の面は難しいですけれども、そういう面白い案を若者たちが持っているので、ちょっと頭に入れておいてもらいたいなと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。一周まわりましたけれども、まだまだ言い足りないというところはあるかと思いますが。</p>
<p>石 本 委 員</p>	<p>講座についてですが、限られた高校からしか問い合わせがないということですが、こちらからの関わり方はどのような形でしょうか。</p>
<p>社会教育・文化財課長</p>	<p>毎年、こういったことを行っていることを各学校にお伝えし、また今までの講座の事例をお知らせしているところですが、もっとPRをしていかないといけませんので、また検討していきたいと思います。</p>



<p>教 育 長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にいかがでしょう。</p> <p>グローバル化とかいろいろなことが言われる中で、語学の勉強も小中から英語に親しませるといろいろやっております。例えば、英語の力を身に付けて、それではその英語を使って何を話すか、自分が何を物言うかという時に、さきほどアイデンティティという話もありましたが、自分が生まれ育ったところがどういうところで、どういう歴史があって、どのような流れの中で自分たちが生きているのかということ意識していることが大切なことだと思います。</p> <p>それができるかどうかはこういう文化財に小さい時から触れていると、その中で自然と湧いて出てくるのかなと。萩なら萩、岩国なら岩国、山口なら山口、防府なら防府と地元に対する誇りや思いが自然に育っていくのではないかなと思います。そういうものをもって英語の力、語学の力を使って外国の人達と話し合う、これが大切なことなんだろうなと思っています。</p> <p>まえにお話ししたかもわかりませんが、山口県は人口減少がものすごい大きな課題になっているということで、下手をすれば100万人を切って、80万人というところまで将来人口が下がる、何もしなければそうなるんじゃないかということも言われております。</p> <p>以前、島根県と広島県の教育長さんと話をしたときに、島根県も広島県も神楽が盛んな地域があって、その神楽を小中高校生と学んだ生徒達というのは、就職をするときには地元就職するし、それから大学等で一旦県外に出ていっても、帰ってまたそういう神楽等の伝統文化なりの芸能なりの指導者として、すごく活躍する割合が高いのだそうです。</p> <p>だから、そういう地元根付いた文化、芸能とかを学んできた者というのは地元に対する思い入れ、愛着、なんとかしなきゃいけないという思いももしかしたら強くなるかもしれません。それが狙いではないのですが、伝統文化あるいは芸能等を学ばせることによって副次的にそういう効果もあるんじゃないかなと思ったり、いろんなことを考えたりします。その中でぜひこういう取組を進めていきたいと思えます。また、いいアイデアなり、こんなことしたらいいのではということがありましたらお願いします。</p>
<p>石 本 委 員</p>	<p>今、思い付いたのですが、私はPTAの教養部をしているのですが、そこで学期ごとに講座、バスハイク、手工芸、ヨガ教室とかいろいろなことをするのですが、PTAの方にも働きかけてバスハイクの場所をこういう文化財がある所にしたり、手工芸の時に関わりがあるものを作ってみたりとか、講座も学芸員の方を招いたりするという方法があるよというのを教えたりするのもいいと思います。</p> <p>毎年何をしようかと、みんなで悩んでしぼり出した感じをしている形になっているので、ひとつの案じゃないかなと思いつきました。</p>

教 育 長	<p>またそういういいアイデアがありましたら、教えていただけたらと思います。他によろしいでしょうか。それでは、以上で本日の意見交換を終わります。</p> <p>次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>次回12月の教育委員会会議ですが、12月22日木曜日午後2時からを予定しておりますので、よろしくお願いたします。</p>